

Vol
91
2025

法務省だより あかれんが

《本号の注目記事》

- 安全安心なまちづくり関係功労者表彰式を行いました。
- 第9回アフリカ開発会議(TICAD9)において、シンポジウムを開催しました！
- 令和8年2月2日から所有不動産記録証明制度が始まります！
- ウクライナに対する2国間での汚職対策支援を開始しました



もくじ

あかれんが 第91号

《特集記事》

- 01 安全安心なまちづくり関係功労者表彰式を行いました。
- 04 第9回アフリカ開発会議(TICAD9)において、シンポジウムを開催しました！
- 07 令和8年2月2日から所有不動産記録証明制度が始まります！
- 09 ウクライナに対する2国間での汚職対策支援を開始しました

《常設記事》

- 11 お答えします～更生保護施設と自立準備ホームについて～
- 12 記者が行く！～IPPFコロキウムが日本で開催～

《連載記事》

- 18 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.70
～法テラスってどうやって利用するの？～
- 19 法制度整備支援の現場から
- 21 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.27
～大臣官房人事課企画第一・調査係～

安全安心なまちづくり関係功労者表彰式を行いました。

令和7年11月18日（火）、内閣総理大臣官邸において、令和7年安全安心なまちづくり関係功労者表彰式が開催されました。本稿では、表彰式の概要や、表彰式当日の様子等について、お知らせいたします！

「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」とは？

犯罪に強い社会の実現のため、安全安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰するものです。毎年、「安全安心なまちづくりの日」（10月11日）にちなんで表彰式が開催されます。

本表彰は、平成17年に、地域社会において「防犯活動」を推進している個人又は団体を対象として開始されたのですが、平成30年からは、「再犯の防止等に関する活動」も、表彰の対象として加えられました。

本年は、「再犯の防止等に関する活動」の推進に功績・功労があった個人又は団体として、以下の方々が表彰されました。

「再犯の防止等に関する活動」における受賞者の皆さま

- ・内田　日出男　様（大分県大分市）
 - ・一般社団法人道北地方物質使用障害研究会　様（北海道旭川市）
 - ・一般社団法人奈良県社会福祉士会　様（奈良県橿原市）
 - ・金沢保護司会　様（神奈川県横浜市）
 - ・株式会社らむれす　様（北海道札幌市）
 - ・更生保護施設等支援協議会　様（岡山県岡山市）
 - ・更生保護「ひまわりテレホン」委員会　様（奈良県奈良市）
 - ・埼玉福興株式会社　様（埼玉県熊谷市）
- ※ 個人、団体の順に五十音順
※ () 内は所在地

各受賞者の功績概要、活動の様子については、以下の二次元コードから御覧ください（PDFにリンクしています）。

<https://www.moj.go.jp/content/001450370.pdf>



法務大臣との懇談の様子

表彰式に先立ち、受賞者の皆さまと平口法務大臣との懇談が行われました。受賞者の皆さまからは、日頃の活動内容の紹介や活動に当たっての思いについてお話があり、平口法務大臣からは、お祝いの言葉と受賞者の皆さまの日頃の活動に対する感謝をお伝えしました。



受賞者と平口法務大臣（中央）

表彰式の様子

表彰式は、内閣総理大臣官邸大ホールにおいて実施され、「再犯の防止等に関する活動」の推進における受賞者を代表して、内田日出男様が高市内閣総理大臣から表彰状を受領しました。また、全受賞者を代表して、埼玉福興株式会社の新井利昌様が謝辞を述べられました。



内田日出男様による代表受領の様子



埼玉福興株式会社新井利昌様による代表謝辞の様子

終わりに

法務省では、新たな被害者を生まない、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯防止に向けた取組を進めています。

今後とも、犯罪や非行をした人たちの立ち直りに御理解と御協力をお願いいたします。

本表彰の詳細、過去の受賞者やその実績については以下の二次元コードから確認いただけます。全国各地で、再犯の防止等に関する素晴らしい活動が行われておりますので、ぜひ御覧ください！

「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」

(法務省ホームページ)

[https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/
hisho04_00014.html](https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00014.html)



第9回アフリカ開発会議（TICAD9）において、シンポジウムを開催しました！

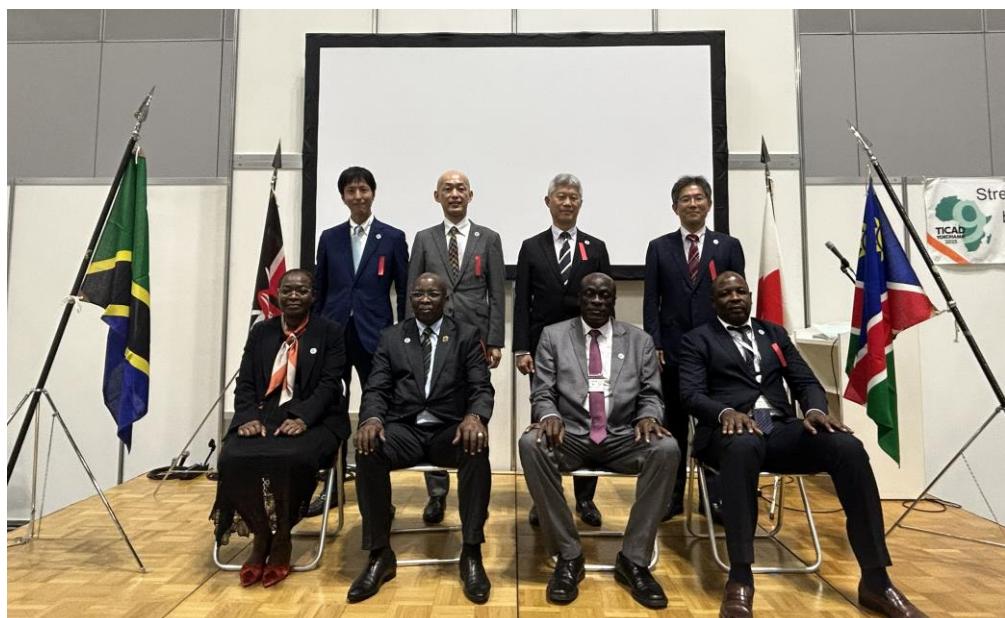
令和7年8月21日、法務省はパシフィコ横浜で開催された第9回アフリカ開発会議のテーマ別イベントとして、「これからアフリカ諸国と日本の法務・司法分野における協力強化に向けて」と題するシンポジウムを開催しました。本稿では、シンポジウムの概要や当日の発表の様子などを御紹介します！

TICAD9とは？

TICAD（Tokyo International Conference on African Development）は、アフリカの開発をテーマとする国際会議であり、平成5（1993）年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行及びアフリカ連合委員会（AUC）と共同して開催しており、今回が第9回目の開催となります。

シンポジウムの開催について

法務省は、アフリカにおける法の支配の確立に向けて、JICAや国連機関とも連携しながら、これまでアフリカ諸国に対する国際研修やケニアやナミビアに対する二国間の研修を実施してきたほか、今年度はタンザニア、ガーナ、ケニア及びナイジェリアを対象にしたビジネス法研修の企画に協力するなど、法制度整備支援を実施しています。こうした実績を踏まえ、アフリカとの法務・司法分野における今後の協力関係の強化を見据えて、TICAD9の機会を捉え、本シンポジウムを開催しました。



フォトセッションの様子

本シンポジウムでは、隠良行大臣官房審議官が開会挨拶を行い、法の支配や基本的人権の尊重といった価値を世界に浸透させる取組である「司法外交」に言及し、その中心的な取組の一つとして法制度整備支援に触れました。そして、法の支配は、全ての人人がルールの下で安全・安心に暮らせる社会の実現のために不可欠のものであり、持続可能な経済成長を支える法的基盤である公正・公平で予測可能性のある法適用が担保されるためにも重要であることを強調しました。

続いて、タンザニアのエリアキム・チャチャ・マスウェ憲法司法省事務次官が基調講演を行い、経済開発の基盤としての紛争解決制度の整備の重要性等に言及しつつ、国際仲裁・調停などの裁判外紛争解決手続（ADR）の制度改善等に向けた日本の支援に対する期待を表明しました。



基調講演の様子

続いて、法務総合研究所国際協力部及び国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）の教官が、それぞれの法制度整備支援の取組について紹介した後、タンザニア憲法司法省、ケニア内務・国家行政省、ナミビア内務・出入国管理・安全保障省等の専門家が登壇し、パネルディスカッションが行われました。パネルディスカッションでは、アフリカの更なる経済発展を支えるための法制度の在り方や、経済発展に伴う犯罪の増加・複雑化に対処するための技術協力などについて議論し、今後の支援の方向性やニーズについて意見交換をしました。



パネルディスカッションの様子

最後に、川淵武彦国際課長が、法制度整備支援を通じたアフリカと日本との協力関係の更なる深化に言及して本シンポジウムを締めくくりました。

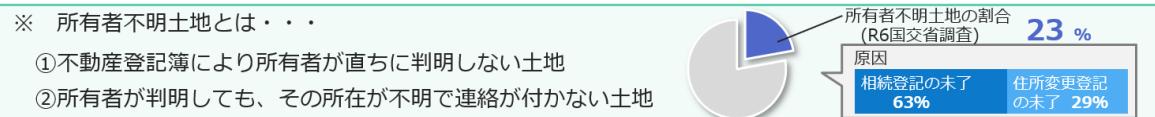
おわりに

法務省はアフリカにおける法の支配の確立に向けた司法外交の一環として、今後も民商事分野や刑事司法分野の法制度整備支援に取り組んでいきます。

令和8年2月2日から所有不動産記録証明制度が始まります！

背景

日本では「誰が持っているか分からない土地」が増えています。この「誰が持っているか分からない土地」のことを、「所有者不明土地」と呼んでいます。所有者不明土地の広さは、九州と同じくらいあると言われています。



この所有者不明土地が発生する主な原因の一つに、土地の持ち主が亡くなったあと、所有者の変更（相続登記）がされないまま放置されていることが挙げられます。

この問題を予防するために、令和6年4月1日から、不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されました。これによって、不動産を相続した人は、必ず相続登記をしなければならなくなりました。

相続登記をするには、まず亡くなった人がどの不動産を所有しているかを把握する必要があります。しかし、これまで亡くなった人が所有していた全ての不動産を一覧的に把握する仕組みは存在しなかったため、相続登記が必要な不動産を把握することが難しい場合もありました。

そこで、亡くなった人が所有していた不動産を把握しやすくなるため、令和8年2月2日から「所有不動産記録証明制度」という新たな制度が開始されることとなりました。

所有不動産記録証明制度について

この制度は、不動産を所有している人又はその相続人が法務局に請求することで、亡くなった人が所有していた不動産を一覧にし、証明書として発行するものです（所有者として登記に記録されていない場合には、該当する不動産はないという証明書が発行されます。）。

これにより、相続人が相続登記の必要な不動産を把握しやすくなり、相続登記の申請手續の負担も減り、結果として所有者不明土地の発生を防ぐことができます。

このように、相続登記の申請を準備する上で、大変便利な制度ですので、ぜひ、活用してみてください！



おわりに

今回は、所有者不明土地の発生を予防するための方法の1つとして、「所有不動産記録証明制度」を紹介しました。

このほかにも、所有者不明土地対策で注目すべき制度として、令和6年4月1日から開始された「相続登記の義務化」や令和8年4月1日から開始される「住所等変更登記の義務化」があります。どれも、皆さまの“身近”な制度ですので、こちらの情報についてもぜひチェックしてみてください！

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し（民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法）

（法務省ホームページ）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html



チェックしてね！



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



相続登記の義務化ポスター



住所等変更登記の義務化ポスター

■ ウクライナに対する2国間での汚職対策支援を開始しました

■ 汚職対策支援に至った経緯・背景

ウクライナは、現在ロシアからの侵略を受けています。

法務省法務総合研究所国際協力部（ＩＣＤ）は、昨年、ウクライナ司法省から法制度整備支援の要請を受け、その後、ウクライナとの協議を進め、本年度からウクライナに対する支援を開始しましたが、ウクライナから要請を受けた支援の一つが汚職対策でした。

ウクライナは、ＥＵ加盟を憲法に明記しており、ＥＵ加盟のための政治的基準を満たすため、司法改革、汚職対策、人権と民主主義の尊重などへの対応が求められているところ、世界各国の腐敗や汚職を監視する国際的ＮＧＯである Transparency International が発表している2024年の腐敗認識指数において、180か国中104位に位置するなど、汚職対策はウクライナの喫緊の課題となっています。

■ 汚職対策支援の概要

ＩＣＤは、ウクライナから汚職対策の支援要請を受け、ウクライナの司法制度や汚職の現状、汚職対策機関の役割や機能などを明らかにするため、調査委託を実施した上、ＩＣＤ教官らがウクライナの首都キーウに出張し、ウクライナ司法省、国家反汚職局（NABU）、特別反汚職検察（SAPО）等を訪問して協議を実施するなどして、汚職対策支援を開始しました。

また、本年12月に、国際協力機構（ＪＩＣＡ）と共に、「汚職防止に向けた科学捜査に関する能力強化」と題して、ウクライナ司法省、NABU、SAPО、高等反汚職裁判所（HACC）の職員を日本に招へいして国別研修を実施しました。



NABUクリヴァノス長官との協議時の写真（ウクライナ・キーウ）



ウクライナ司法省パンチュック局長との協議（ウクライナ・キーウ）

お答えします～更生保護施設と自立準備ホームについて～

Q1 更生保護施設とは何ですか？

法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人などによって運営されており、全国に約100施設あります。犯罪や非行をした人のうち、帰る家や頼れる家族がない人に対して、一定期間住む場所を提供し、社会復帰のための指導や支援を実施します。

Q2 自立準備ホームとは何ですか？

保護観察所に登録されたNPO法人や社会福祉法人などが、空き家などを活用して運営する民間の施設です。行き場のない犯罪や非行をした人に対して宿泊場所を提供とともに、施設ごとの特徴を生かして自立に向けた生活指導などを行います。

更生保護施設（Q1）が受け入れられる人数には限りがある一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上ります。自立準備ホームの存在は、刑務所出所者等の多様な受皿を確保することにつながっています。

Q3 自立準備ホームは更生保護施設と何が違うの？

更生保護施設は集団生活を基本としていますが、自立準備ホームは施設の形態がさまざまです。集団生活をするところもあれば、一般のアパートを利用する場合もあります。

しかし、施設や団体ごとに生活を送るまでのルールが決められており、自立に向けて施設の職員が生活指導や助言を行う点は共通しています。

記者が行く！～ IPPFコロキウムが日本で開催～

本年10月7日から10日までの間、国際刑事矯正財団（International Penal and Penitentiary Foundation: IPPF）コロキウムが国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）のある東京都昭島市で開催されました。このコロキウムについて、アジ研の担当者に話を聞きました。

記 者

IPPFとはどのような組織なのでしょうか？

担 当 者

IPPFの沿革をたどると、その起源は刑務所改革に関する勧告を行うこと等を目的として、1872年に設立された国際監獄会議（International Prison Commission (IPC)）まで遡ります。1951年に国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）にその役割を引き継いでからは、犯罪防止・刑事司法に関する研究、出版などを引き続き担う組織として活動し、活動の中核となるのが2、3年に一度世界各地で行うコロキウム（専門家会合）であり、犯罪防止・刑事司法が抱える課題について IPPF会員の間で議論を深めています。IPPF会員は、資格を持つ国から法曹、研究者、矯正保護当局の3名の選出を原則とし、日本はアジアで唯一の主要委員会（Principal Committee）の会員資格を有しています。

記 者

なぜ日本で行われたのでしょうか？

担 当 者

日本が2021年にホストした京都コングレスの成果として策定を主導した「再犯防止国連準則（京都モデルストラテジー）」にIPPFが高い関心を寄せ、同準則が本年5月の国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）で採択されたこのタイミングで、「再犯防止国連準則を活用した再犯防止の促進」をテーマとした開催となりました。

日本は1890年の第4回国際監獄会議（IPC）に初めて参加して以降、IPC及びIPPFの活動に参画してきました。日本が国連への加盟を果たす前にもかかわらず、1955年の第1回コングレスに参加できたのは、長年にわたり、IPC及びIPPFの活動に参画してきたおかげでもあります。

また、アジ研が、1990年に国連で採択された非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）を起草した際にもIPPFから多くの知見をいただき、1998年にはそのアジ研が、前の所在地である東京都府中市においてIPPFコロキウムをホストする

など、国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）たるアジ研との連携が続く中での今回の開催となりました。

記 者

どのようなことが行われたのでしょうか？

担 当 者

I P P Fコロキウムは、基調講演、施設見学、サブテーマに関する議論で構成され、最後に提言が作成されました。開会式では、ホスト国を代表して、高村正大法務副大臣（当時）が挨拶を行いました（挨拶の様子はフォトニュース

(https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_01336.html) も御覧ください。)。



高村副大臣（当時）による開会挨拶



開会式における集合写真

基調講演では、スティーブン・シート氏（IPPF理事長・英国サセックス大学教授）、ベネディクト・ホフマン氏（国連薬物・犯罪事務所（UNODC）アジア大洋州地域事務所副代表）に加えて、アジ研の山内由光所長が登壇しました。

シート理事長は、IPPの沿革、京都モデルストラテジーのポイントなどを概観した後、英国における性犯罪者処遇プログラムから得られた示唆について概説を行いました。1992年から英国の刑事施設で行われていた性犯罪者処遇プログラム（SOTP）を受講した者の再犯率が統計的に高かったことが明らかになったことにより、2017年にプログラムをリニューアルしたという教訓から、プログラムを無批判に使用し続けた弊害や、効果検証が再犯防止には必要なことなどを述べました。



シート理事長の基調講演

ホフマン副代表は、京都モデルストラテジーの策定経緯や意義、各戦略について概説を行いました。ホフマン副代表の概説に先立って、UNODC本部のジョー・ディディニアマン会議支援部長からビデオメッセージが上映され、モデルストラテジーは世界中のさまざまな国々や他の組織の実践、政策、専門的知識、意見を結集する厳密なプロセスの一環として策定されたことなどが伝えられました。



ホフマン副代表の基調講演

山内所長は、2021年の京都コングレスの際にアジ研が実施した再犯防止をテーマとしたワークショップが京都モデルストラテジーの土台になっていることに触れ、同ワークショップを実施したPNIとして、国際研修や二国間支援などのアジ研のプログラムを通じて、日本の保護司制度などをはじめとする好事例の共有などにより、モデルストラテジーの普及に努めていくという力強いメッセージを発しました。



山内所長の基調講演

サブテーマは、京都モデルストラテジーに掲げられた柱のうち、「矯正施設における更生及び社会復帰支援」、「社会内の更生及び非拘禁措置」、「連携、地域の関与、能力構築及び持続可能性」の3つが設定され、それぞれのテーマについて、ホスト国たる日本の取組を矯正局、保護局、保護司の代表にお話しいただいた後、課題や好事例などについて議論を深めました。議論に資するよう、喜連川社会復帰促進センター及び更生保護施設ステップ押上の見学も行いました。これらの議論や施設見学を経て、最終的にコロキウムの成果としての提言がまとめました。



施設見学の様子（喜連川社会復帰促進センター）



施設見学の様子（更生保護施設ステップ押上）



討議の様子

記 者

コロキウムの提言について教えてください。

担 当 者

提言は、コロキウムの成果として再犯防止を推進するために IPPF が提案する行動について記されており、全部で46項目ありますので、その中からいくつか御紹介します。

- ・再犯防止は法務・内務当局のみの責務でないことを認識し、政府全体で取り組むべきこと
- ・被収容者に対する個別化された教育・処遇プログラムを行うこと
- ・刑事施設が地域社会に融合し、地域のサービスとも連結していること
- ・刑事施設において、緑地や自然とのかかわりの必要性を考慮すること
- ・更生、社会復帰のための介入は、当事者の積極的参加を確保するように努めること

- ・ダイバージョンや社会内処遇を実施する際には組織横断的対応を最大限確保し、NGO、ピアサポート、市民社会、地域ボランティア、民間セクターとの連携に努めること
- ・犯罪をした者を許す文化の醸成やセカンドチャンスの認識を促進すること

これらの提言は基本的に京都モデルストラテジーに即したものですが、その取りまとめの過程を通じ、IPPF会員である法曹、研究者、矯正保護当局などの識者において、モデルストラテジーの意義を認識してもらうとともに、IPPF会員自身が所属する学術機関や専門機関において、その普及や研究、実践にまい進していくことなどが確認されました。提言の議論の中では、官民連携による刑務所運営、社会内処遇における更生保護ボランティアとの協働など、関係機関の視察等を通じた日本の取組に対する多くの賞賛の声があり、これらの要素も提言に盛り込まれております。特に、グリーンプリズンや保護司制度に触発された「許しの文化」（犯罪をした者を許し、地域で受け入れる社会）など、モデルストラテジーにはない、日本で行ったコロキウムを経た独自の提言も盛り込まれています。

アジ研においては、これらの知見も参考しつつ、来年4月にアブダビで開催される第15回コングレスに向けた準備を進めるとともに、京都モデルストラテジーの更なる普及に取り組んでいきます。本コロキウムの開催に当たり、お世話になりました皆さん方に心より感謝申し上げます。

そんなとき 法テラス がお役に立ちます!

Vol.70 ~ 法テラスってどうやって利用するの? ~

法テラスは電話や面談、チャット、メールでお問合せを受け付けています。
どの方法でお問合せいただいても、個々の状況に応じた法テラスのサービスへおつなぎいたします。

■ 法テラスへの問合せ方法

法テラス・サポートダイヤルへ

おなやみなし
0570-078374

IP電話からは 03-6745-5600

平日9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

(祝日・年末年始を除く)

法テラス・サポートダイヤルでは、オペレーターがお問合せ内容に応じた案内をしています。

初めて法テラスを御利用される方は、まずサポートダイヤルにお電話ください。

※ホームページでは、チャット・メールによるお問合せも24時間受け付けています。



PC・スマートフォンサイト
二次元コード

お近くの法テラスへ

業務時間 平日9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

全国の県庁所在地（北海道については、札幌市に加え、函館市、旭川市、釧路市）に設置されている50か所の法テラス地方事務所（本所）及び11か所の支部の窓口には、お問合せに対応する専門の職員を配置しています。



PC・スマートフォンサイト
二次元コード

外国語話者の方はこちらへ

多言語情報提供サービス

おなやみナナイ
0570-078377

IP電話からは 050-3754-5430

平日9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

通訳を介して日本の法制度や相談窓口情報を紹介します。

※対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語

■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式X



法テラス公式Xでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロワー随時募集中♪
[「法テラス公式X」](#)

● 広報誌「ほうとうらす」



【第60号】

特集：「若者の貧困」

表紙・インタビュー

：河井 ゆずる さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうとうらす」](#)

● 法テラス公式YouTubeチャンネル



「3分で解説！法テラスの使い方」など、法テラスの業務内容や利用方法に関する動画をアップしています。ぜひ御覧ください！
[「法テラス公式YouTubeチャンネル」](#)

■ 法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供のほか、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



日本司法支援センター
法テラス

法制度整備支援の現場から

インドネシア共和国長期派遣専門家 志摩 祐介

インドネシア共和国では、令和7年10月から、最高裁判所及び法務省法規総局の二つの機関をカウンターパートとする法制度整備支援プロジェクト「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」が新たに始まりました。同国におけるプロジェクトについては、法務省から検事2名（うち裁判官出身者1名）がアドバイザーとして継続的に派遣されており、平成27年から約10年間にわたって、主に知的財産法等のビジネス関連法に関する法制度整備支援活動が実施されてきました。新プロジェクトにおいても、私が主に担当する最高裁判所との関係では、知的財産法分野を中心とした裁判官向けの各種研修の実施や執務資料の作成といった法制度整備支援活動を継続しつつ、同国における裁判の予測可能性及び紛争解決機能の向上に向けた各種のワーキンググループ活動や研修等の実施を予定しています。

インドネシア共和国は、東南アジア最大規模の経済を有しており、日系企業も数多く進出している状況で、現地で生活をしていくと日系企業を目にすること非常に多いです。他方、同国の投資環境には課題も多い状況で、法・司法分野については透明性・予測可能性の向上等が課題として挙げられています。このような状況において、新プロジェクトでは、共同研究等を通じて、特に同国の経済に関連する法・司法サービスの向上を図り、ひいては同国のビジネス環境の改善を図ることを目的としています。

これらの成果は、一朝一夕では達成困難な物ですが、現地の方々と協力をしながらプロジェクト活動を前に進めることで、同国のビジネス環境の改善を図り、これを通じて、インドネシア共和国の更なる発展に貢献できるよう力を尽くしてまいります。



インドネシア共和国最高裁判所



司法研修所での商事裁判官資格付与研修における知的財産法に関する講義の様子

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.27 ～大臣官房人事課企画第一・調査係～

職名：法務事務官
氏名：小谷野 拓哉
採用年：令和5年度
所属：法務省大臣官房人事課企画第一・調査係

Q1 企画第一・調査係ってどんな仕事をしているの？

当係では、人事課の所掌事務のうち重要事項に係るもの企画、立案及び調整に関する事務や、人事に関する基本的な制度の調査及び研究に関する事務等を担当しています。具体的には、障害を有する職員の職場定着に向けた支援の取組、働きやすい執務環境の構築を目的とした省内のオフィス改革、人事院や内閣人事局からの各種照会への対応などを担っており、幅広い業務に従事しています。

Q2 最近のトピックスは？

令和8年度から、国等の機関における障害者の法定雇用率が3%に引き上げられることもあり、公務部門における障害者の雇用・職場定着の重要性が一層高まっています。

当係では、障害を有する職員にとってのより働きやすい職場環境の構築を目指し、障害者の雇用の維持、マネジメント方法などをテーマとした研修を企画・実施しており、毎回、地方官署を含む法務省全体から、人事担当者や障害を有する職員の上司等の幅広い参加を得ています。

Q3 企画第一・調査係のやりがいって何？

人事に関する企画立案業務や各種照会等への対応に際しては、幅広い知識や関係者との調整力が求められる場面が少なくなく、困難を感じる場面が多くあります。しかし、無事に業務を完遂し、関係者や上司から「ありがとう！」と感謝の言葉をいただいた瞬間、大きな達成感とやりがいを感じます。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

先日、複数の省庁が参加する人事に関する事項を題材とした会合に参加した際に、他省庁の職員と交流する機会がありました。その中で、異なる分野での経験を持つ方々と業務について語り合い、自分たちが国家公務員として従事している仕事の重要さ、面白さを改めて実感しました。今後はさらに多くの業務に挑戦し、公務により貢献ができるよう引き続き尽力していきたいという気持ちが強くなりました。



執務室（オフィス改革後）での様子